

岐阜県地震体験車広告掲出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岐阜県地震体験車広告掲出要領（以下「掲出要領」という。）第4条に規定する基準として定めるものであり、岐阜県地震体験車（以下、「体験車」という。）への広告掲出の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(掲出基準)

第2条 次の各号に該当する広告は、広告媒体に掲出しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ①人種、民族、言語、性、職業、心身の障がい、社会的身分による差別など基本的人権の侵害につながる表現又はそのおそれのあるもの
- ②法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲出することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
- ③他者を誹謗し、中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ④県の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤政治、経済、文化、社会、その他の諸問題に関する意見や主張等を表明し、表現するもの
- ⑥公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑦宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- ⑧非科学的若しくは迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするもの又はそのおそれのあるもの
- ⑨懸賞広告等で、景品類の提供を主目的とせず、個人情報の収集等を目的とするもの
- ⑩広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
- ⑪公共性、社会性の少ない意見広告や掲出することによって自己の売名を図ろうとするもの
- ⑫社会的に不適切なもの

(2) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ①性的感情を著しく刺激するもの
- ②犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
- ③粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
- ④ギャンブル等を肯定するもの
- ⑤青少年の人体・精神・教育等に有害なもの

(3) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ①実際よりも、若しくは競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表現（誇大広告・不当表示）又はそのおそれのあるもの（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）
- ②射幸心をあおる表現又はそのおそれのあるもの
- ③労働基準法等関係法令に違反した人材募集広告

- ④虚偽の内容を表示するもの
 - ⑤法令等で認められていない業種・商法・商品であるもの
 - ⑥国家資格等に基づかない者が行う療法等であるもの
 - ⑦責任の所在が明確でないもの
 - ⑧その他、消費者に誤認されるおそれのある表示のもの
- (4) 道路通行上の観点から、次のいずれかに該当するもの
- ①道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
 - ②車両通行上の支障となるもの
 - ③都市景観との調和を損なうもの
 - ④その他周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの又は注意力が散漫となるおそれのあるもの
 - ⑤県民に不快感をあたえるもの又はそのおそれがあるもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第3条 県は広告ごとに、その具体的な内容を検討のうえ広告掲出の可否を判断するものとし、掲出にあたって広告内容の修正・削除等が必要な場合には、広告主に修正・削除等を依頼できるものとする。

なお、広告主は、正当な理由がない限り、修正・削除等に応じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県が検討し、判断する項目の主なものについては、次のとおりである。

①人材募集広告

- ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。
- イ 人材募集に見せかけて、商品材料及び資機材の販売や資金集めを目的としている、又はその疑いのあるものは認めない。

②学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等

- ア 合格率の実績を掲出する場合は、実績年等も含め表示し、誤認されるおそれのある表示はしないこと。
- イ 安易さや授業料等の安価さを強調する表現は使用しないこと。
- ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実態内容、施設が不明確なものは認めない。
- エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないものは認めない。

③病院等厚生労働省許認可及び指定施設等

医療法等関係法令の規定により広告できる事項のほか、掲出する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること。

④薬品等の事業者及び医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）等

掲出する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること。

⑤介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く、又はそのおそれのある表現はしないこと。

⑥有料老人ホーム等

監督官庁の定めるもののほか、掲出する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること。

⑦不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号のほか、認可免許証番号等を明記すること。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記すること。

ウ その他監督官庁の定めるものを遵守したものであること。

⑧金融業

ア 投資信託、株式投資、保険会社の広告は、法令及び自主規制等によって制約された内容を遵守すること。

イ 投資信託の広告

配当が確実、絶対安全であるなど、元本が保証されているかのように誤認させる表現はしないこと。また、過去の実績を示して将来の配当を暗示する場合は、「予測に基づくもの」であることを明記しなければならない。

ウ 外国の債券、信託等の広告は、法令等に抵触せず、実態の明確なものでなければならない。

エ 保険募集に際して禁止される広告

将来における利益の配当又は剩余金の分配についての予想に関する事項は記載することができない。

⑨旅行業

ア 登録番号、所在地等を明記すること。

イ 誇大広告、不当表示に注意すること。

⑩募金等

ア 厚生労働大臣又は岐阜県知事の許可を得たものであること。

イ 下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、厚生労働大臣（岐阜県知事）の許可を受けた募金活動です。」

⑪割賦販売に関するこ

ア 原則として前払式特定取引以外は商品の先渡し方法しか掲出しない。

イ 利率の表示等、表示が必要な事項については、別に定めるところによる。

⑫その他、表示について注意すること

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。また、原則としてメーカー名、ブランド名、型、販売期間等を表示すること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されているものであり、その根拠となる資料等を明示すること。また、自己の優位性を誇示し、他の商品を中傷、誹謗等する表現でないこと。

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合は、その旨明示すること。

エ 他者の肖像権・著作権等

無断使用でないことを、あらかじめ確認すること。

オ アルコール飲料

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示し、かつ飲酒を誘発するような表現でないこと。

カ 事実でないのに県が広告若しくはその商品やサービス等を支持、推奨、又は保証していると誤認誤認されるおそれのこと。

⑬以上のほか、県が不適当と認めたもの。

附則

この基準は、令和3年1月4日から適用する。

附則

この基準は、令和7年12月16日から適用する。